

農業委員会定例会 12月

1. 開催日時 令和6年12月20日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 11番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 非農地証明願承認について

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) 本日の議事録署名人ですが、5番委員、6番委員をお願いします。 それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[]在住[]所有の [] 田 1,131 m ² について、 []の[]が譲り受け、申請地では[]を 栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項 の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	ここについてはすでにもう[]が栽培されておりまして、これまで[] []という方が栽培されていたんですけれども、そのあと引き継いでい ただける方がなかなかなかったという中で、本件のような内容となつてござ います。このまま荒らしてしまつて、引受者もいなくなれば、大変困った ところでございますけれども、所有権移転でございますけれども、引き続 き[]栽培していただけることと思っておりますので、よかったな というところでございます。
議長	[]ですか。
事務局	そうです。[]でも[]を栽培している実績がありまして、今回[] []を始める形となりました。[] []で出てくると思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。

議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[]在住の[]所有の [] 畑 1,387 m² [] 畑 645 m² の計2筆2,032 m²について、 []の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
2番委員	この間ちょっと現場を見に行っただんですけど、[]は[]が植わっております。[]は大分荒れて、もう手がつけられるぐらいになっております。 []はもう、[] []ので、所有権移転ということで、それはもう仕方ないなと思っております。問題はないと思っております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、[]在住の[]所有の [] 畑 72 m² について []の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する計

	画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
5 番委員	■■■■■の方で、家の売買に伴って合わせて、こちらの畑もということでございますので、この畑自体はもう■■■■■がずっと■■■■■してくれておりますので、問題ないと思っております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号は、■■■■■在住の■■■■■所有の■■■■■畑 110 m² について■■■■■の■■■■■が、■■■■■と併せて、■■■■■として利用するための転用申請となっております。 ■■■■■は、■■■■■で、■■■■■、■■■■■として利用しております。しかしながら、■■■■■に転用して利用するものです。 転用に係る造成については、盛土切土は行わず、クラッシャーを敷き重機で固めます。また、雨水については、自然流下により、南西側側溝へ排水します。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1 番委員	現場を見てきたんですけども、周りにすべて家が囲っておりまして、日もあんまり当たらないような場所なので、農地として利用するには今後もあんまり良くないしということで、[REDACTED]仕方がないのかなと思っています。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第 3 号（非農地証明願承認）の 1 番と 2 番について、関連がありますので事務局から説明をお願いします。
事務局	1 番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 畑 31 m ² 2 番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 畑 13 m ² について ともに[REDACTED]に、[REDACTED]いました。今回、この[REDACTED]すること となり、[REDACTED]するために申請がありました。[REDACTED] [REDACTED]ではありますが、[REDACTED] [REDACTED]で、申請があり、この件に関しては、非農地証明できるものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3 番委員	[REDACTED]が変わったというようなことで、そこから辺をきちんと整理するというようなことでございますんで、問題ないと思います。

事務局	主に[]ということで細かいところまでは把握してません。ただ[] [] []必要になりそうです。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[]在住の[]所有の [] 畑 328 m ² [] 畑 410 m ² [] 畑 823 m ² の計3筆1,561 m ² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[]の[]に貸し付けるものです。 申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	前回の委員会でもこの隣接地が同じような形で出ておったと思いますが、この辺一帯を集約して[]を作りたいというようなことのようにです。そんなことで、今現在ここでは、この地域であまりその作物を作っておる方は少ないわけなんですけど、何かそういう形で整理していただければありがたいかなと思っております。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番から7番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、 在住の 所有の 田 475 m² 4番は、 在住の 所有の 田 119 m² 田 476 m² の計2筆 595 m² 5番は、 在住の 所有の 田 93 m² 6番は、 在住の 所有の 田 200 m² 田 352 m² の計2筆 552 m² 7番は、 在住の 所有の 田 257 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	現場見て参りました。 の荒れている地域、ここも一見荒れて

	いるふうに見えたんですけども、 にも会えてないんですけども、問題はないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番と9番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	8番は、 在住の 所有の

	ました。猪がすごいところで、岸を全部猪に掘り返されております。 しっかり管理されていて水もパイプで引いているところで、作るには問題ないと思いますが[REDACTED]が大分古くて、[REDACTED]、何とかいけるといいます。
事務局	[REDACTED]です。
議長	[REDACTED]の方は、僕は[REDACTED]とも一緒に見て、本人もいろいろやっぱり新たにしたいということで、私もあるところを紹介しておったんですが、ちょっと地権者の方が駄目だということから、ちょっと断念した経過もございますが、[REDACTED] [REDACTED]状態だと思います。 農業委員会としても、[REDACTED]何とか入っていただいて、地元の荒れ地なり後継者の不足のところをカバーしていただくことは、ぜひ大切なことだと思っております、この方もそういうことで、ぜひそういう受け皿になっていただきたいなという思いを持っておりますので、皆さんがたまた注目していただいておりますかとよろしいかと思えます。この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番と11番について、10番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。 【10番委員退席】 それでは、一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	10番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED] 田 1,396 m² [REDACTED] 田 478 m²

	の計2筆1,874 m²について 11番は、 在住の 所有の 田 1,130 m² について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん不在ですが、この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 【10番委員着席】
議長	10番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。 それでは、藤本一弥職務代理者閉会のあいさつをお願いします。
職務代理	今年最後の定例会でございましたけど、今年も振り返ってみますと、元日から、能登の方で揺れて、新しい、今これまでにないような事件だとか、異常気象にも悩まされた1年であったかと思います。 もう残すところ今年も10日ぐらいとなりましたけれども、いい形で、年末お過ごしいただいて新しい投資がこれまでにないような農業にとってもいい年になることを祈念して、定例会の方、閉会させていただいたと思います。どうもお世話になりました。 ご審議ありがとうございました。 これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後1時50分

議 長 会長

議事録署名人 5 番

議事録署名人 6 番

--	--